

藻類

THE BULLETIN OF JAPANESE
SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和28年8月 August 1953

目次

尾瀬高層濕原の硅藻フロラ (豫報)	根來健一郎...41
輪藻類が蚊の産卵及び發生に及ぼす影響 (豫報)	今堀 宏三...45
アラメに就て	新崎 盛敏...49
藻類の細胞學	猪野 俊平...54
ヒトエグサの「腐れ」に就て	瀬木 紀男...58
海苔の生涯	中村 義輝...61
ユナ食用に供さる	梅 崎 勇...65
田中剛著 日本産原始紅藻類の分類學的研究	阪井與志雄...66

日本藻類學會

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

日本藻類學會會則

(總 則)

第1條 本會は日本藻類學會と稱する。

第2條 本會は藻學の進歩普及を圖り、併せて會員相互の連絡並に親睦を圖ることを目的とする。

第3條 本會は前條の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 大會の開催 (年1回)
2. 藻類に関する研究會、講習會、採集會等の開催
3. 定期刊行物の發刊
4. その他前條の目的を達するために必要な事業

第4條 本會の事務所は會長のもとにおく。

第5條 本會の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(會 員)

第6條 會員は次の3種とする。

1. 普通會員 (藻類に關心をもち、本會の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員會の承認するもの)
2. 名譽會員 (藻學の發達に貢献があり、本會の趣旨に賛同する個人で、役員會の推薦するもの)
3. 特別會員 (本會の趣旨に賛同し、本會の發展に特に寄與した個人又は団体で、役員會の推薦するもの)

第7條 本會に入會するには、住所、氏名 (団体名) 職業を記入した入會申込書を會長に差出すものとする。

第8條 會員は毎年會費300圓を前納するものとする。但し名譽會員及び特別會員は會費を要しない。

(役 員)

第9條 本會に次の役員をおく。

會 長 一 名

幹 事 若干名

會長は發起人會に於て發起人中よりこれを選出する。幹事は會長が發起人中よりこれを指名する。

(刊 行 物)

第10條 本會は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、會員に無料で頒布する。

附 則

この會則は昭和27年10月11日から施行し、第1回大會が開催されるまでの間有効とする。